

**注意!**

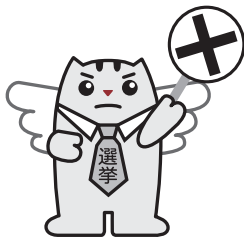
## 立札・看板等を設置することができない場所



事務所としての実態のない、田んぼや畑、駐車場、空き家、空き店舗などへの設置はできません。



道路（歩道含む。）や公園等の公共施設への設置はできません。



証票交付申請の際に、設置場所として届け出た場所以外への設置はできません。



証票交付の取手が取られていない場合又は事務所の実態がないところへの設置（証票が付けてあっても）は違反になりますのでご注意ください。

罰則：公職選挙法第243条（2年以下の禁錮又は50万円以下の罰金）